

平成30年度 第1回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第46号

平成30年第1回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年4月23日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年4月27日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年度第1回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年4月27日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番	鈴木 崇容	2番	常包 恵
3番	小山 直樹	4番	京 兼愛子
5番	竹林 昌秀	6番	川西 米希子
7番	合田 正夫	8番	三好 郁雄
9番	白川 正樹	10番	白川 皆男
11番	大西 樹	12番	松下 一美
13番	三好 勝利	14番	大西 豊
15番	川原 茂行	16番	田岡 秀俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

1番 鈴木 崇容 2番 常包 恵

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多田 浩章 議会事務局課長補佐 平田 友彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	栗田 隆義	副町長	栗田 昭彦
教育長	三原 一夫	総務課長	長森 正志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
会計管理者	東原浩史	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	池田勝正	農林課長	森末史博
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	見間照史
教育次長	脇隆博	学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○多田議会事務局長 おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、先般行われました選挙におきまして、めでたく当選されましたことを、心からお喜び申し上げます。

議会事務局長の多田浩章です。臨時議長が決まりますまで、進行をさせていただきます。よろしくお願ひします。

本日の臨時会開会にあたりまして、招集者であります栗田町長より、御挨拶をお願いいたします。

○栗田町長 みなさんおはようございます。本日、平成30年第1回まんのう町議会臨時会が開催されるにあたりまして、一言御挨拶申し上げます。このたび難関を突破され、見事はえあるまんのう町議会議員に就任されました16名の議員の皆さん、まことにおめでとうございます。私も引き続き、町政の重責を担うことになりますので、今後4年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議会と執行部は、車の両輪のごとくよく言われますが、町民の期待と信頼に応えるべく、しっかりと議論をし、お互い力を合わせて、町の将来像であります「元気まんまんまんのう町 改革と協働 輝きの町」実現に、誠心誠意取り組む決意でございますので、議員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○多田議会事務局長 一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規程により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、川原茂行議員が年長者であります。川原茂行議員、議長席にお着き願います。

○川原茂行臨時議長 おはようございます。ただいま紹介されました、川原です。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議長の選挙までの議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○川原茂行臨時議長　　日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩　午前　9時35分

再開　午前10時10分

○川原茂行臨時議長　　休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

○川原茂行臨時議長　　日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口をお閉めます。

〔議場閉鎖〕

○川原茂行臨時議長　　ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、3番 小山直樹君及び4番 京兼愛子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう、同姓の議員がおられますので、特に注意申し上げます。また、白票の取扱いについてはこれを無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○川原茂行臨時議長　　投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○川原茂行臨時議長　　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○川原茂行臨時議長　　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○多田議会事務局長　　1番 鈴木崇容議員、2番 常包恵議員、3番 小山直樹議員、4番 京兼愛子議員、5番 竹林昌秀議員、6番 川西米希子議員、7番 田岡秀俊議員、8番 合田正夫議員、9番 三好郁雄議員、10番 白川正樹議員、11番 白川皆男議員、12番 大西樹議員、13番 松下一美議員、14番 三好勝利議員、15番 大西豊議員、16番 川原茂行議員。

○川原茂行臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○川原茂行臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番 小山直樹君及び4番 京兼愛子さん、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○川原茂行臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票 16票。有効投票のうち、田岡秀俊君 16票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、田岡秀俊君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○川原茂行臨時議長 ただいま議長に当選された田岡秀俊君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

田岡秀俊君、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 ただいま、はえあるまんのう町議会の議長をせよという命を受けました皆さん方の協力に感謝をしたいと思います。今後はまんのう町議会の名を汚さぬよう、議長職を全うしていきたいと思います。先ほど所信表明で述べたとおりであります、皆様方の御意見を真摯に拝聴しながら議会運営に努めていきたいと思っています。そして、議員は、原則スペシャリストというよりはオールマイティーであるべきだと思っています。

議長としての責任と自覚を持って精一杯取り組んでいこうと思っていますので、皆様方の今後の御協力をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○川原茂行臨時議長 これをもって、臨時議長の職務を全て終了いたしました。皆様方の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

田岡議長。議長席に着き願います。

○田岡秀俊議長 ここで、議場の時計で 10 時 40 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 40 分

○田岡秀俊議長 休憩を戻し、会議を再開いたします。

追加議事日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

議会事務局長、多田浩章君

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分報告 2 件を受理いたしました。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案2件を受理いたしました。

次に、地方自治法第149条の規定に基づく議案5件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

追加議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 議席の指定

○田岡秀俊議長 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○多田議会事務局長 それでは、議席の指定を朗読いたします。

1番 鈴木崇容議員、2番 常包恵議員、3番 小山直樹議員、4番 京兼愛子議員、
5番 竹林昌秀議員、6番 川西米希子議員、7番 合田正夫議員、8番 三好郁雄議員、
9番 白川正樹議員、10番 白川皆男議員、11番 大西樹議員、12番 松下一美議員、
13番 三好勝利議員、14番 大西豊議員、15番 川原茂行議員、16番 議長席といたします。

○田岡秀俊議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

ここで、議事の都合により10時50分まで休憩をいたします。

+

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 鈴木崇容君、2番 常包恵君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第4 副議長の選挙

○田岡秀俊議長 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○田岡秀俊議長 ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番 竹林昌秀君及び7番 合田正夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう、特に御注意を申し上げます。

また、白票の取扱については、これを無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○田岡秀俊議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○田岡秀俊議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

○多田事務局長 それでは読み上げます。

1番 鈴木崇容議員、2番 常包恵議員、3番 小山直樹議員、4番 京兼愛子議員、5番 竹林昌秀議員、6番 川西米希子議員、7番 合田正夫議員、8番 三好郁雄議員、9番 白川正樹議員、10番 白川皆男議員、11番 大西樹議員、12番 松下一美議員、13番 三好勝利議員、14番 大西豊議員、15番 川原茂行議員、16番 田岡議長。

○田岡秀俊議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

5番 竹林昌秀君及び7番 合田正夫君、開票の立会をお願いいたします。

[開 票]

○田岡秀俊議長 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票16票、無効投票0票です。有効投票のうち、川西米希子さん15票、三好勝利君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、川西米希子さんが副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○田岡秀俊議長 ただいま、副議長に当選された川西米希子さんが議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

川西米希子さん、副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○川西米希子副議長 ただいま、副議長を拝命いたしました川西米希子です。これよりは、議長をしっかりと全力でお支えし、全議員の皆様と力を合わせてしっかりと副議長の役割を果たしてまいりたいと思います。

どうぞ皆様よろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

+

日程第5 特別委員会の設置について

○田岡秀俊議長 日程第5、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会に、議員6名をもって構成し、議会広報について調査研究及び編集をする、議会広報特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決しました。

なお、議会広報特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。

日程第6 常任委員会委員の選任

日程第7 議会運営委員会委員の選任

日程第8 特別委員会委員の選任

日程第9 仲多度南部消防組合議会議員の選出

○田岡秀俊議長　　日程第6、常任委員会委員の選任、続いて、日程第7、議会運営委員会委員の選任、日程第8、特別委員会委員の選任、日程第9、仲多度南部消防組合議会議員の選出、以上の件は関連がございますので、会議規則第37条により一括上程したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。よって、一括上程いたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の決定等については、どのような方法でいたしましょうか。

13番 三好勝利議員。

○三好勝利議員　　慣例にしたがい、第1希望、第2希望をとて、その中で正副議長、事務局で案をこしらえていただいたらと思います。そのようにすればある程度の希望も達成できるし、継続的な同じ委員が続く場合もあるけど、それは特化して、それなりの経験を積み重ねてやっていただいておるわけですので、その方法が一番いい方法だと私は思います。みなさんに聞いてみてください。以上です。

○田岡秀俊議長　　ただいま原則、正副議長に一任と受け止めさせていただきました。

ほかに御意見ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長　　正副議長に一任ということでございますので、各議員さんの意見を、十分に拝聴いたしまして議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長　　異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午後3時55分

○田岡秀俊議長　　休憩を戻して、会議を再開します。

休憩中におきまして、正副議長において先ほど一括上程いたしました議案についての委員の選任を議員の皆様の意見を拝聴しながら決定いたしました。

また、休憩中におきまして、委員長及び副委員長の互選も行われましたことを御報告しております。

事務局長より、発表をいたします。

○多田事務局長　　それでは発表いたします。

総務常任委員会、委員長大西樹委員長、副委員長三好勝利副委員長、白川正樹委員、小山直樹委員、鈴木崇容委員、田岡秀俊委員。

教育民生常任委員、委員長大西豊委員長、副委員長白川皆男副委員長、竹林昌秀委員、京兼愛子委員、常包恵委員。

建設経済常任委員会、委員長松下一美委員長、副委員長合田正夫副委員長、川原茂行委員、三好郁雄委員、川西米希子委員。

議会運営委員会、委員長白川皆男委員長、副委員長合田正夫副委員長、小山直樹委員、大西豊委員、松下一美委員、大西樹委員。

議会広報特別委員会、委員長白川正樹委員長、副委員長鈴木崇容副委員長、松下一美委員、川西米希子委員、京兼愛子委員、常包恵委員。

仲多度南部消防組合議会議員、大西樹議員です。以上です。

○田岡秀俊議長 ただいま、事務局長において発表をしたとおり、日程第6、常任委員会委員の選任、日程第7、議会運営委員会委員の選任、日程第8、特別委員会委員の選任、日程第9、仲多度南部消防組合議会議員の選出について、発表のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、決定をいたしました。

+

日程第10 選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

○田岡秀俊議長 日程第10、選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は組合規約第5条により3名となっており、そのうち2名は正、副議長の職にあるもの、もう1名は議員の中から選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

中讃広域行政事務組合議会議員に、白川皆男君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、白川皆男君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました白川皆男君が、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました白川皆男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。

日程第11 選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○田岡秀俊議長 日程第11、選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は組合規約第8条により1名となっており、議員の中から選出することになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、大西豊君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大西豊君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大西豊君が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました大西豊君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第12 選挙第3号 香川県広域水道企業団議員の選挙

○田岡秀俊議長　　日程第12、選挙第3号　香川県広域水道企業団議員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は連合規約第5条により1名となっており、議員の中から選出することになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

香川県広域水道企業団議員に、松下一美君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松下一美君を香川県広域水道企業団議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松下一美君が、香川県広域水道企業団議員に当選されました。

ただいま、香川県広域水道企業団議員に当選されました松下一美君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で、香川県広域水道企業団議員の選挙を終わります。

日程第13 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○田岡秀俊議長　　日程第13、報告第1号　専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　　ただいま上程されました、報告第1号の専決処分の報告（和解及び損害賠償の額の決定）について地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定された事項に基づき、平成30年3月19日付け別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては平成30年1月24日水曜日、午後0時30分頃、国道438号線のまんのう町造田1487の6付近を走行中に、町所有、管理の看板が強風により吹き飛ばされ自家用車を直撃し、ルーフ、左前ドア、左スライドドア他を損傷したものです。

この事故について、損害賠償額212,544円で賠償相手方と協議が整ったため、早急に和解すべく専決処分を行いました。

なお、賠償金については町村会総合賠償補償保険から支払っております。

以上、専決処分の報告といたします。

○田岡秀俊議長　　これをもって、報告内容の説明を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

日程第14　報告第2号　専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

○田岡秀俊議長　　日程第14、報告2号　専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　　ただいま上程されました、報告第2号の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定された事項に基づき、平成30年3月31日付け別紙専決処分書のとおり「まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

この改正は、平成30年度の税制改正におきまして国民健康保険法施行令並びに地方税法施行令が改正され、上位法令との整合を図るため条例の改正を行ったものでございます。

改正の内容は、改正前・改正後、新旧対照表のとおり、第2条第2項の国民健康保険税

の基礎課税額に係る課税限度額を現行の 54 万円から 58 万円に引き上げ、関連する第 21 条の額を 54 万円から 58 万円に改正。低所得者に対して保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について見直しを行い、第 21 条（2）で 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の 27 万円から 27 万 5 千円に引き上げ、第 21 条（3）では 2 割軽減の対象となる世帯について同様に被保険者の数に乘すべき金額を現行の 49 万円から 50 万円に引き上げるもので、低所得者に配慮した改正となっております。

第 23 条の 2 の 2 は個人番号に関する法律で、該当資格の確認が利用可能となつたため所要を改正したものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、報告内容の説明を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

日程第 15 議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）

+

○田岡秀俊議長 日程第 15 、議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第 1 号の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日より施行されたことに伴い、町税条例に所要の改正を行つたもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき処分を行いましたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 税務課長、池下尚治君。

○池下税務課長 それでは、議案第 1 号につきまして御説明申し上げます。

2 枚目の、専決第 1 号 専決処分書をお開きください。

まんのう町税条例(平成 18 年まんのう町条例第 55 号)の一部を改正する条例について、

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日まんのう町長 栗田隆義。

改正文をお開きください

まんのう町条例第17号 まんのう町税条例の一部を次のように改正する。

この改正は、報告第1号と同様に条例の改正を行ったものですが、改正内容の一部に固定資産税の課税標準の特例割合を国の基準をもとに町で割合を決める部分がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した旨を議会に報告し承認を求めるものです。

それでは、新旧改正文に従い御説明いたします。

なお、上位法令や適用条項の改正に伴う修正や条文中の字句の訂正等につきましては、説明を簡略化させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1ページ、改正前・改正後の対照表をご覧ください。

文中に下線で示した箇所が今回改正された所です。

第20条これは、住民税に関するもので条例の改正に伴う条ずれの修正と字句の改正を行ったものです。

以降、1ページの第24条から5ページの第47条の5までは個人町民税に関するもので、法律改正及び政令改正にあわせて同様に所要の規定の整備を行ったものです。

次に5ページの第48条の2及び第48条の3をご覧下さい。

これは、法人町民税の申告納付に係るもので今回新設されたものです。これは上位法である地方税法第321条の8の改正で新設されたものに対応するもので、内国法人に係る特定外国子会社が所得課税の特例合算課税の適用を受ける場合で、法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額は法人町民税の額から控除することとなったため、それに対応するよう町の条例を改正するものです。

以降7ページの第52条までは、その法律改正にあわせた所要の規定の整備です。

次に8ページの第52条の2、第52条の3、それから9ページの同条5と6は今回新設されたものです。

これは、地方税法第327条の8の改正に伴うもので、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の滞納金についてです。

申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更生があった場合には、増額更生等により納付すべき金額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定したものです。

次の第53条7は条ずれの修正です。

以降、10ページからは固定資産税に関するもので12ページの附則第10条の2の5までは法律改正及び省令改正にあわせた条ずれや規定の整備です。

次に12ページの附則第10条の2の第6項～第10項をご覧ください。

これは、地域決定型地方税制特別措置（通称：わがまち特例）の割合を規定するもので

法律改正にあわせて改正したものです。

地方税法、附則第15条第2項第1号において市町村で定める割合となっておりますので、今回の地方税法第179条で専決処分した旨を議会に報告し承認を求めるものです。

内容としましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置で、電気事業者が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新設した発電設備の固定資産税に対して3年度分に限り、町が条例で定めた割合とする法律です。

既に平成28年度の税改正で太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電について規定しておりましたが、今回、発電容量によってさらに細かく分けて規定されました。

附則第10条の2第6項にあります法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備というものは水力発電5000kW以上の認定設備について町の条例で定める割合を3分の2とするというものです。

第7項は地熱発電1000kW未満の認定設備を3分の2とする。

第8項はバイオマス発電1000kW以上2000kW未満の認定設備を3分の2とする。

第9項は太陽光発電1000kW以上で自家消費型の設備を3分の2とする。

第10項は風力発電20kW未満の認定設備を3分の2とするというものです。

参酌割合につきましては、全て国が示す標準割合を適用しております。現在、まんのう町で該当する施設はありません。

以降12ページから16ページの附則第10条の3第11項までは政令改正にあわせて改正したものです。

次に16ページ附則第10条の3第12項をご覧ください

これは、法規定の新設にあわせて新設するもので、固定資産税の減額に関するものです。

内容としましては家屋のうち劇場や音楽堂等の実演芸術講演施設で高齢者、障害者等の移動を円滑にするなど、利便性や安全性を向上させるために、平成30年4月1日から平成32年3月31日までに改修工事が行われた設備について2年度分の固定資産税の3分の1に相当する額を減額するというものです。その適用を受けようとする者について定めたものです。

以降17ページの附則第11条から最後21ページ第15条までは上位法の改正にあわせた規定の整備です。

以上、議案第1号 まんのう町税条例等の一部改正につきまして御説明申し上げました。御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第

3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第16 議案第2号 専決処分の承認について（平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

○田岡秀俊議長 日程第16、議案第2号 専決処分の承認について（平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第2号の専決処分の承認について、平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、その提案理由を申し上げます。

今回の補正は、別紙専決処分書のとおり、去る平成30年3月22日に後期高齢者医療特別会計に要する経費について、後期高齢者医療広域連合納付金の内、後期高齢者医療の保険料分の増加により、緊急に執行を要するため編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月22日付で専決処分により補正をいたしました。

それでは、予算書及び予算に関する説明書の1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,055万4000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正について、御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第1款、後期高齢者医療保険料 第1目、特別徴収保険料において、700万円の増額を

しております。これは、現年度分の特別徴収保険料を増額した事によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

第2款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金700万円の増額は、後期高齢者医療連合への負担金でございます。

以上、議案第2号専決処分の承認について、平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第2号 専決処分の承認について（平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第17 議案第3号 工事請負契約の締結について（平成29年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築））

○田岡秀俊議長 日程第17、議案第3号 工事請負契約の締結について（平成29年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号工事請負契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的：平成29年度 琴南こども園耐震改修その他工事の建築

契約の方法：条件付き一般競争入札

契約金額：5千76万円、うち消費税額 376万円

契約の相手方：株式会社 ヒカリ 代表取締役 池田孝道でございます。

今回の契約は、昭和50年度に建設した琴南こども園の耐震性能の確保と良好な保育、教育環境の整備を図ることを目的として、耐震改修工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 平成29年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築）に関する入札執行内容及び経過について、御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付き一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町及び琴平町からなる中讃圏域内に主たる営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における、建築一式工事の総合評定値が870点以上であること、構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨コンクリート造で、延べ床面積が本工事と同等以上の建築物の元請として施工実績を有すること、建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件としております。

去る3月13日に条件付き一般競争入札の公告を行い、3月22日に参加受付を締め切り、審査の結果6社及び1共同企業体の参加資格を確認し、4月20日に入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社 ヒカリが落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上簡単ではございますが、内容および経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜わりますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 施行工事の内容ですが、耐震改修その他工事というのをもう少し詳しく説明していただきたい。耐震工事でなにをするのか。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 竹林議員の御質問にお答えします。

耐震工事はいわゆる耐震化をする工事でございまして、その他工事は耐震改修をするのにはあわせまして保育室それから遊戯室、トイレそれから給食調理場等の改修をする工事でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 耐震の施行がですね、筋替えを入れるのか鉄骨を太くするのかという、その中身を承知したいわけです。それからあわせて申し上げたいのが条件付き一般競争入札とありますが、条件のところを口頭で読まれましたけれども、条件のところは文章で事前に出していただけたらわかりやすい。読み上げられただけでは、ちょっと、ついていけないところもあります。以上であります。

○田岡秀俊議長 ただいまの答弁につきましては、資料を用意いたしますので暫時休憩といたします。

休憩 午後4時28分

+

再開 午後4時34分

○田岡秀俊議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 先ほどの竹林議員の御質問にお答えいたします。

耐震化は、現況がブロック積みである内壁を撤去して鉄骨に換えます。あわせて天井もプレスで補強するということでございます。よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そうしたこと、図面とか仕様書の骨格とか根拠資料をもって説明を以後求めたいと思います。数千万にわたる耐震工事の一言その他工事の一言で片づけられては、われわれ責任を全うしたことにはならないのではないかと思ってるわけであります。

以後していただけますか。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

以後、図面資料等を出して、十分説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第3号 工事請負契約の締結について（平成29年度琴南こども園耐震改修その他工事（建築））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第4号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第4号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任での同意について提案理由を申し上げます。

地方税法第423条3項に固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。となっており、次の3名を再度、選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町公文319番地3、氏名 森勝輔、生年月日 昭和19年5月24日（73歳）、住所 まんのう町造田504番地、氏名 三好定、生年月日 昭和26年6月7日（66歳）、住所 まんのう町七箇2413番地、氏名 三宅 茂、生年月日 昭和27年1月19日（66歳）です。

委員の任期は平成30年5月13日から3年の平成33年5月12日までございます。

よろしく御審議いただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案は人事案件であります。質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第4号まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決しました。

日程第19 議案第5号 教育委員会委員任命の同意について

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第5号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

+

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号 教育委員会委員の任命の同意について、その御説明を申上げます。

まんのう町教育委員であります高木靜委員が平成30年5月12日をもって任期が満了することから、中野初美氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町炭所西308番地、氏名 中野初美、生年月日 昭和28年3月25日。なお、委員の任期は、同法第5条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第4条の規定により、平成32年5月12日での2年間となります。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事案件でございます。質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第5号、教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。

日程第20 議案第6号 教育委員会委員の任命同意について

○田岡秀俊議長 日程第20、議案第6号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 教育委員会委員の任命の同意について、その御説明を申上げます。

まんのう町教育委員であります望月亮道委員が平成30年5月12日をもって任期が満了することから、谷口真司氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町中通1210番地、氏名 谷口真司、生年月日 昭和57年6月3日。なお、委員の任期は、同法第5条第1項の規定により、平成34年5月12日までの4年間となります。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事案件でございます。質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第6号、教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。

ここで、議案書配布のため4時50分まで休憩いたします。

休憩 午後4時43分

再開 午後4時49分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開します。

日程第21 議案第7号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について

○田岡秀俊議長 日程第21、議案第7号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について、本件については、除斥に該当いたしますので、地方自治法第117条の規定により、8番 三好郁雄君の退場を求める。（三好郁雄議員退席 午後4時50分）

提出者から、提案理由の説明を求める。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 監査委員（議会選出委員）選任の同意について、御説明を申し上げます。

次の者を、まんのう町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町造田461番地1、氏名 三好郁雄、生年月日 昭和21年2月17日。なお、委員の任期につきましては、地方自治法第197条で議員の内から選任される者にあっては、議員の任期によると定めております。御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議案になっておりますこれより、議案第7号 監査委員議会選出監査委員選任の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 監査委員議会選出監査委員選任の同意については、これに同意することに決しました。

除斥を解きます。

三好郁雄君の入場をお願いします。 （三好郁雄議員着席 午後4時53分）

日程第22 議会選出各種委員会、協議会委員の選出

○田岡秀俊議長 日程第22、議会選出各種委員会・協議会委員の選出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員会・協議会委員の選出については、どのような方法でいたしましょうか。

[「正・副議長に一任」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 正・副議長に一任ということですが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 正・副議長に一任ということですので、各議員さんの御意見を十分に拝聴いたしまして、決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

正・副議長において、議員の皆さんの御意見を拝聴しながら、決定いたしました。

事務局長より発表をいたします。

○多田議会事務局長 それでは、発表いたします。

まんのう町交通安全対策推進協議会、田岡秀俊議長。まんのう町国民保護協議会、田岡秀俊議長。まんのう町土地開発公社、議員数4、松下一美議員、大西樹議員、白川皆男議員、三好郁雄議員。まんのう町環境審議会、大西豊議員、白川皆男議員。仲善広域シルバー人材センター運営協議会、大西豊議員。まんのう町国民健康保険運営協議会、田岡秀俊議長。民生委員推薦会、田岡秀俊議長、大西豊議員。まんのう町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会、田岡秀俊議長、大西豊議員。まんのう町地域包括支援センター運営協議会、田岡秀俊議長、大西豊議員。まんのう町地域密着型サービス運営委員会、田岡秀俊議長、大西豊議員。まんのう町健康増進計画・食育推進計画策定委員会、大西豊議員。まんのう町農業振興地域整備促進協議会、合田正夫議員、大西樹議員、川原茂行議員。まんのう町商工委員会、鈴木崇容議員、大西樹議員、白川正樹議員。まんのう町中小企業融資審査委員会、大西樹議員。まんのう町都市計画審議会、常包恵議員、大西豊議員、田岡秀俊議長、合田正夫議員、京兼愛子議員。四国びとのみらい実行委員会、田岡秀俊議長。土器川改修期成同盟会、田岡秀俊議長。国道438号整備促進期成同盟会、田岡秀俊議長。森林管理道琴南財田線建設期成会、田岡秀俊議長、松下一美議員。県道丸亀三好線改良推進協議会、田岡秀俊議長、川原茂行議員、三好勝利議員、松下一美議員、合田正夫議員、白川皆男議員、三好郁雄議員。まんのう地区中山間地域総合整備事業推進協議会、田岡秀俊議長、松下一美議員。財田川沿岸防災協議会、川原茂行議員、竹林昌秀議員。以上です。

○田岡秀俊議長 ただいま事務局長において発表したとおり、日程第22、議会選出各種委員会・協議会委員の選出について、発表のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、決定をいたしました。

日程第23 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長　　日程第23　閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長　　異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成30年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会　午後5時00分

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年4月27日

まんのう町議会臨時議長

まんのう町議会議長

+

まんのう町議會議員

+

まんのう町議會議員